

4月1日から軽自動車届出、保管場所変更 手続きが変わります！



軽自動車は新規登録（限定地域に限る）、普通車は新規登録とは別に保管場所のみ変更する場合も警察に届出義務があり、保管場所通知書と保管場所標章を発行しています。

令和7年4月1日から、自動車保管場所の確保に関する法律が改正され

自動車保管場所標章制度が廃止

になります。

それにより、以下の変更点があります。

- 保管場所標章番号通知書、保管場所標章を発行しない
- 保管場所標章交付手数料 550 円が不要となる
- 申請書の様式が変更になる

ただし、届出義務は残りますので、該当する場合は手続きが必要です。
(手数料は無料)



標章がなくなっても、警察での手続きはしないといけないの？
申請者の手元には何が残るの？

届出義務は残りますので、警察に届出は必要です。
該当する場合は、保管場所を管轄する警察署で必ず手続きをしてください。
届出後、申請者の方にお渡しするものではありません。
標章交付の代わりに、希望された場合には、**受理番号（受付番号）**をお伝えします。



届出するのに、手数料はかかるの？
3月末までに申請したものはどうなるの？

4月1日以降の手数は無料です。
3月末まで標章交付手数料は現状のままです。



今までは申請書が3枚1組だったけど、変わるの？

4月1日から、申請書は1枚のみになります。
様式にも若干の変更があります。
ただ、しばらくの間は、現在使用中の申請書も後ろ2枚を除けば使えるようになっています。

